

平成 23 年 4 月

各 位

社団法人 国土緑化推進機構  
理 事 長 佐々木 毅

東日本大震災復興支援に向けた「緑の募金」使途限定募金のお願い  
～ 防災林等の森林整備、居住地域や学校周辺の緑化及び間伐材等による「組手什」の寄贈 ～

平素より、国土緑化運動へのご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震等により、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

(社)国土緑化推進機構及び都道府県緑化推進委員会は、大きな被害を受けている被災地域の復旧・復興に向けて、市町村等が行う地域の防災林等の森林整備や拠り所となる居住地域周辺や学校周辺の緑化等を「緑の募金」により支援する被災地域復興事業を実施することと致しております。

また、(社)国土緑化推進機構は、防災林等の森林整備、居住地域や学校周辺の緑化及びなによりも今急がれる復旧支援として、避難所などにおけるプライバシー保護のための間仕切りや収納棚などを、簡易に組み立てることができる組み立てキット「組手什(くでじゅう)」を寄贈することを、「緑の募金」の使途限定募金として位置付け、NPO 等と連携して取り組むことと致しました。

この度の東日本大震災被災地域の支援に当たって、国民各層(個人、企業、団体)がそれぞれ可能な方法で参加し、被災地域の復興とともに各地域における国民参加の森林づくりを一層推進するため、「緑の募金」に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、別途資料をご覧ください。

ご協力いただける場合は、当機構までご連絡くださるようお願い申し上げます。

記

1. 依頼内容 : 「緑の募金」使途限定募金(東日本大震災復興事業)への寄付
2. 実施形態 : 以下のいずれかの方法による寄付(詳細は、「参考資料」をご覧ください)  
① 企業募金、② 職場募金、③ 店頭募金、④ 協賛募金
3. 振込先 : (1) 口座番号 : ① 郵便口座(東京 00150-0-173400)  
② 銀行口座(みずほ銀行 町村会館出張所 普通 1834713)  
(2) 口座名義 : 社団法人国土緑化推進機構 緑の募金  
(3) その他 : 通信欄に「使途限定募金(東日本大震災復興事業)」とご記入  
下さい。

※ インターネット募金等については、以下サイトをご参照ください。

<http://midorinobokin.net/>

本件に関するお問い合わせ先 (振込料無料の振込用紙もお送り致しております)

社団法人 国土緑化推進機構 (担当 : 募金企画部 秋元、政策企画部 木俣)

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-5 砂防会館 2 階

Tel : 03-3262-8451 Fax : 03-3264-3974 E-mail : [bokin@green.or.jp](mailto:bokin@green.or.jp)

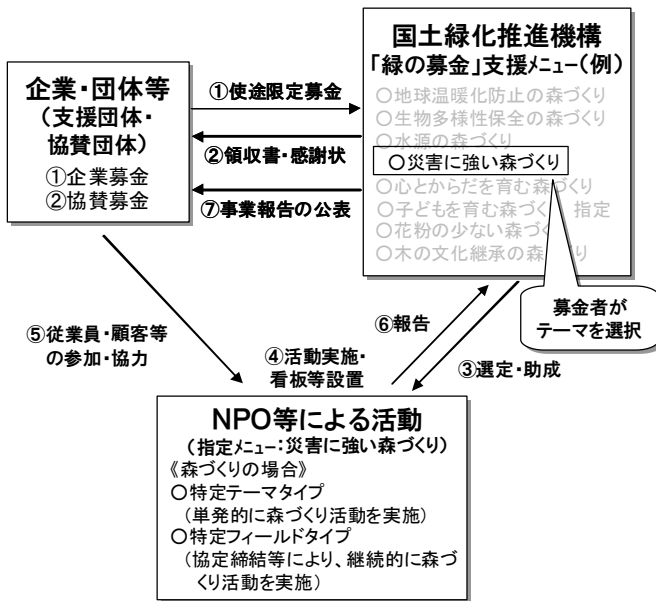
## 参考1

# 使途を定めた「緑の募金」の仕組み —「使途限定募金」東日本大震災復興事業

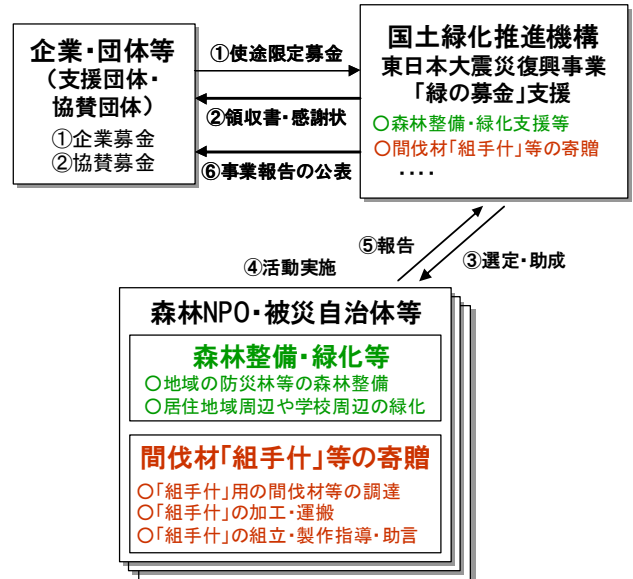
「使途限定募金」とは、各企業・団体が社会貢献等のコンセプトに対応させて、「緑の募金運営協議会」で定められた森づくり活動の支援メニューの中から、寄付金の使途を選択いただける制度です。

「東日本大震災」復興事業においては、**防災林等森林整備、居住地域や学校周辺の緑化、避難所・仮設住宅等への被災者向けの間伐材等により制作した「組手仕」寄贈**等を実施します。

### 「使途限定募金」のスキーム



### 東日本大震災復興事業の「使途限定募金」スキーム



## 参考2

# 「東日本大震災」復興事業の支援内容(一例)

### (1) 海岸防災林等の森林整備

- 激甚災害に指定された地域で、該当市町村が計画し、地域住民の協力を得て取り組む、地域の海岸防災林等の森林整備を支援します。



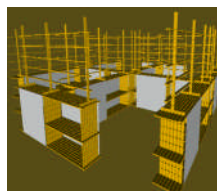
### (2) 地域周辺や学校周辺の緑化

- 避難所、仮設住宅の周辺、或いは集落の復興に向けて、地域の拠り所となる居住地域周辺や学校周辺の緑化を支援します。



### (3) 間伐材等による「組手仕」の寄贈

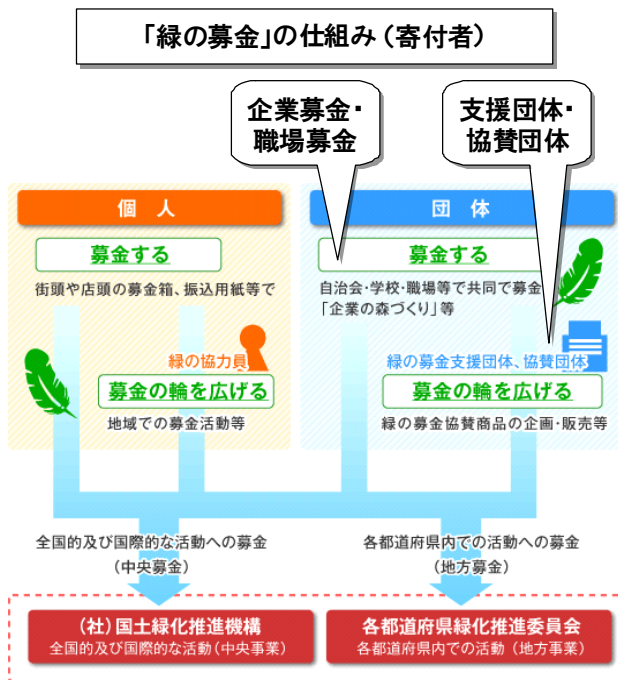
- 避難所などにおけるプライバシー保護のための間仕切り、収納棚や机などを、自由にかつ簡易に組み立てることができる組み立てキット「組手仕」を寄贈します。



※ 御社の所在地域の間伐材で加工等を行い、寄贈することも可能です。

### 参考3

## 「緑の募金」の基本的な仕組みと支援方法



◇ 詳しくは、「緑の募金」のWEBサイトをご覧ください。  
 募金に協力する→ <http://www.green.or.jp/bokin/kyouryoku/index.html>  
 募金を活用する→ <http://www.green.or.jp/bokin/ikasu/index.html>

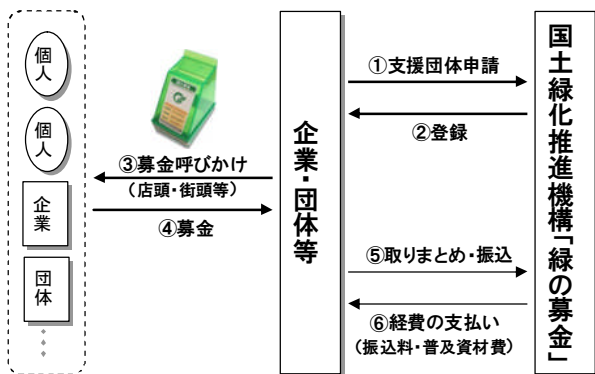
### 参考4

## 「緑の募金」への支援の仕組み – 緑の募金「支援団体」「協賛団体」

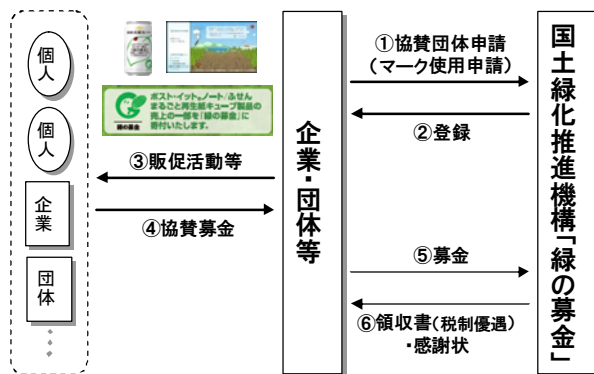
「緑の募金 支援団体」とは、「緑の募金」の趣旨に賛同して、募金活動等に協力する意志を有し、国土緑化推進機構等から委嘱を受けた企業・団体等です。

「協賛団体」とは、自発的な協力により、独自の販売活動等を展開し、その売上の一部を緑の募金に寄付する企業・団体等のことです。

### 「緑の募金 支援団体」のスキーム



### 「協賛団体」のスキーム

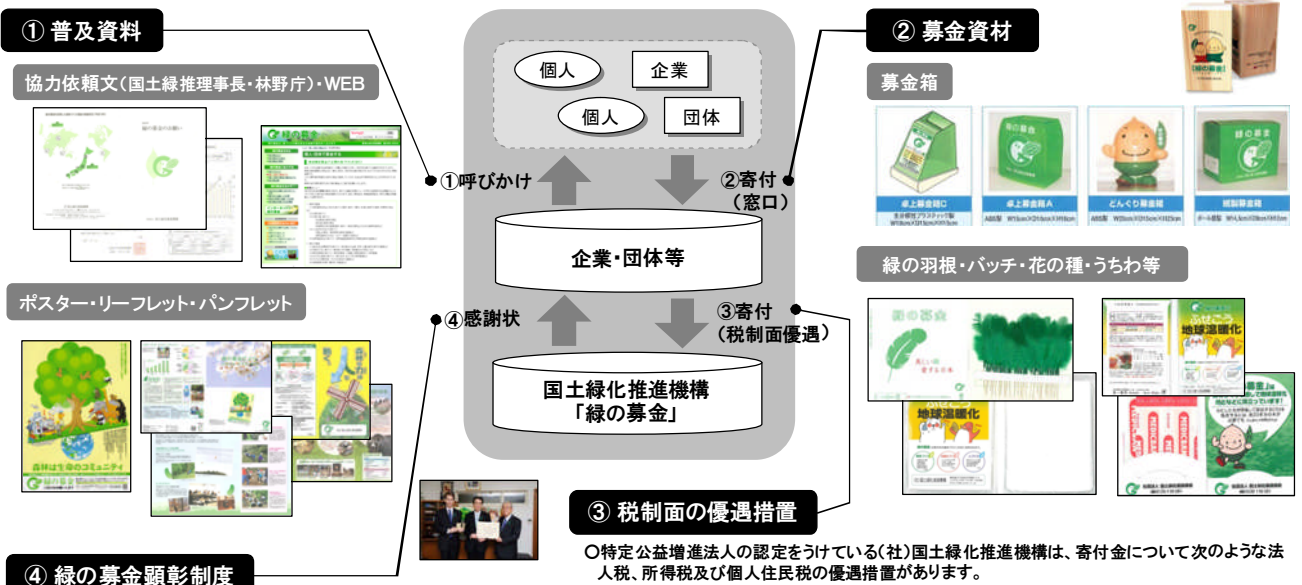


「緑の募金 支援団体」のイメージ  
 (国土緑化推進機構・委嘱の場合)  
 ○企業(店舗・部署を含む)  
 ○団体(労働組合・商店街・町内会・PTA等)  
 ○NPO・ボランティア団体  
 ○青少年団体(ガールスカウト・ボーイスカウト等)  
 ○その他

協賛団体による「協賛募金」のイメージ  
 ○販促キャンペーンの一環として、売上の一部を寄付  
 (新規商品のPRや季節キャンペーン、環境貢献商品としてのブランド化等として、売上の0%、1点に付き0円等を寄付)  
 ○クレジットカードの利用額の一部を寄付  
 ○株主優待券・カードのポイント等を寄付  
 ○WEBサイトでのワンクリック募金

## 参考5

# 「緑の募金」の環を広げる仕組み・特典



○一定額以上のご寄付をいただいた場合、次の贈呈基準に基づき、寄付金の額に応じて感謝状を贈呈。

区分	国土緑推理事長 感謝状	林野庁長官 感謝状	農林水産大臣 感謝状
個人	30万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上
団体	50万円以上 200万円未満	200万円以上 1,000万円未満	1,000万円以上

○特定公益増進法人の認定をうけている(社)国土緑化推進機構は、寄付金について次のような法人税、所得税及び個人住民税の優遇措置があります。

区分	種類	税制面の優遇
個人	①所得税	[寄付金額(総所得金額の40%を上限)-2,000円]までの寄付金控除が可能
	②個人住民税	[寄付金額(総所得金額の30%を上限)-5,000円]×[4%(都道府県民税)+6%(市町村民税)]までの税額控除が可能
法人	法人税	[(資本金×0.25%+所得金額×2.5%)÷2]+[(資本金×0.25%+所得金額×5.0%)÷2]までの寄付金額の損金算入が可能